

大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）とプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、大規模広域災害時における災害救助に必要な救援物資の提供及び調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模広域災害 被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
- （2）構成府県市 関西広域連合を構成する滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県並びに京都市、大阪市、堺市、神戸市をいう。
- （3）救援物資 大規模広域災害時に、日常生活に支障をきたした被災者に対して地方公共団体が提供する物資をいう。

（救援物資の種類）

第2条 乙が提供する救援物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）乳幼児用紙おむつ（パンパース）
- （2）生理用品（ウイスペー）
- （3）その他、乙が提供可能として申し出たもの

（救援物資の提供）

第3条 乙は甲と調整のうえ、乙が希望する時期に救援物資を提供するものとする。

- 2 前項の提供は、文書（様式1）をもって行うものとする。
- 3 甲は、前項の報告を受け、構成府県市の希望数量及び受入場所等を調整し、文書（様式2）により乙に報告するものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、大規模広域災害時に、救援物資の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する救援物資の供給を要請することができる。

- 2 前項の要請は文書（様式3）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 3 乙は、甲からの調達の一請を受け、救援物資を納入することとし、その場合は文書（様式4）により甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告を受け、構成府県市の希望数量及び受入場所等を調整し、文書（様式5）により乙に報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の一請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（救援物資の引き渡し）

第6条 乙は、第3条第3項及び第4条第4項に基づき、甲から報告のあったとおり物資を配送する。

- 2 構成府県市は、前項の受入場所に職員を派遣し、救援物資の仕様、数量等を確認のうえ、引き取るものとし、完了後、速やかに文書（様式6）により甲に報告するものとする。
- 3 構成府県市は、乙が手配する救援物資配送車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（救援物資の維持管理）

第7条 構成府県市は、乙から提供された救援物資の維持管理について、自らの責任と費用により適正に行うものとする。

（救援物資の使用目的）

第8条 構成府県市は、第3条第1項により、乙から提供された救援物資を原則、大規模広域災害時に被災地に送付することとする。ただし、受入後、救援物資の在庫状況により、社会福祉施設への寄贈等、構成府県市の判断で使用できるものとする。

（費用負担）

第9条 第3条第1項に定める救援物資の提供により発生した救援物資及び輸送費は、乙の負担とする。

- 2 第4条第1項に定める救援物資の調達に要した費用は、災害発生直前時における適正な卸価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(不可抗力等)

第10条 大規模広域災害時における救援物資の提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第4条第1項、第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

(代金の支払い)

第11条 第4条第1項の規定に基づき構成府県市が受け入れた救援物資の代金は、各構成府県市が、受入後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から救援物資の備蓄、活用状況、提供予定についての情報交換を密に行い、災害に備えるものとする。

2 甲及び乙は、大規模広域災害発生時にそれぞれが知り得た災害に関する情報及び救援物資に関する情報を互いに提供することに努めることとする

(担当部署)

第13条 この協定に関する担当部署は、甲については関西広域連合広域防災局災害対策課とし、乙についてはプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社コミュニケーションズとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定が成立した日から有効とし、甲乙協議のうえ、廃止する場合を除き、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月25日

甲 関西広域連合
広域連合長

井戸敏三

神戸市東灘区向洋町中1丁目17番地
乙 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社
代表取締役社長

奥山真司